

令和6年度予算

需要家主導型 太陽光発電導入支援事業

新たな導入モデルの構築により、カーボンニュートラルへの貢献を！

需要家主導による新たな太陽光発電設備の導入モデルの実現を支援します。

一次公募期間

単年度事業 令和6(2024)年9月19日(木)～令和6(2024)年10月25日(金)

複数年度事業 令和6(2024)年9月19日(木)～令和6(2024)年11月8日(金)

応募は jGrants※での申請となります。なお申請に必要な gBizID の取得は、通常約 1 週間程度かかります。
※jGrants は、デジタル庁が運営する国や自治体の補助金の電子申請システムです。

補助対象事業者

特定の需要家に電気を供給するために新たに太陽光発電設備を設置・所有する者

主な要件

要件 1

対象設備が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の認定計画に含まれないこと(非FIT・非FIP)

要件 2

合計2MW以上 30MW 未満の新設設備で、単価が 23.9万円/kW(AC ベース) 未満であること

※複数地点で新設する設備の合計値も可。ただし、1 地点当たりの設備容量が 30kW 以上(AC ベース)かつ、複数の平均が 50kW(AC ベース) 以上であること。蓄電池を導入する地点の設備については、単価が 15.8 万円/kW(DC ベース) 未満であること。蓄電池に係る補助対象経費の上限は、単価 12 万円/kWh までとする。
※申請時に原則として系統連系に係る接続検討の回答を得ていること。
※リース・レンタルによる設備設置は補助対象外。

要件 3

原則として、①単年度事業については、令和7(2025)年2月28日迄に
②複数年度事業については、最長令和9(2027)年2月26日迄に
運転開始すること

要件 4

8年以上にわたり一定量以上の電気の利用契約等を締結すること

※一定量以上とは、交付決定時に承認された事業計画における計画発電量の7割以上を利用することを要件とします。
※補助対象事業者、小売電気事業者、需要家の間で上記を満たす契約等が締結されること。
※需要家は複数であることも可。原則として補助対象事業者・小売電気事業者は1者に限る。※自己託送は補助対象外。

要件 5

再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン」及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」を遵守すること

・一の場合において、設備を複数の設備に分割したものでないことなど。
・地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めることなど。

注意：上記の他、要件等の詳細については公募要領をご確認ください。

令和6年度の変更点

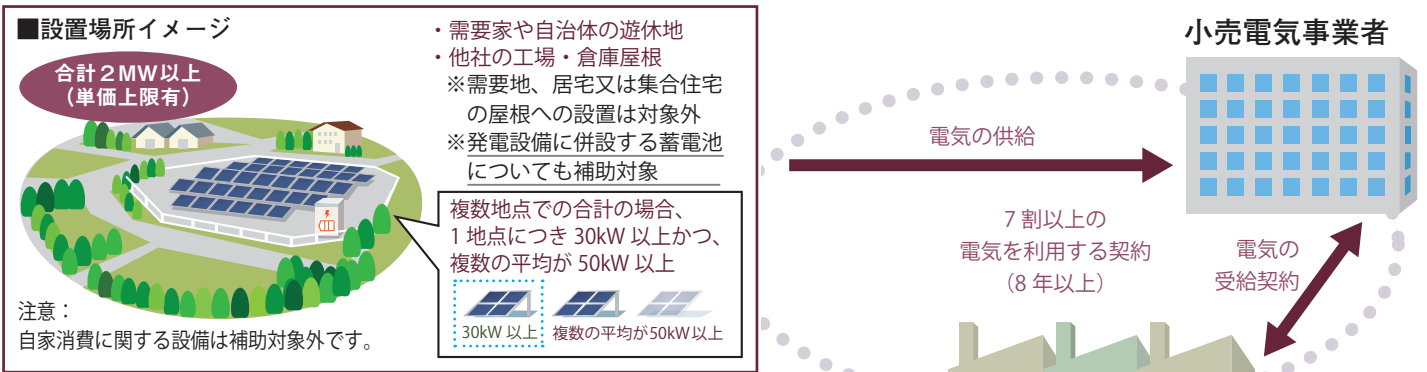
令和5年度予算(補正予算含む)から、発電所設置に係る費用及び蓄電池の設置に係る費用に対する補助率、採択審査における加点条件などの変更を行っています。詳細は公募要領をご確認ください。

交付決定前の事前着手について

本事業の着実な完了を促進するために、交付決定前に JPEA から事前着手に関する承認を受けた場合は、事前着手申請の承認日から交付決定日までの間に行う補助対象設備の調達に係る経費について、補助対象経費とします。なお、事前着手が承認された場合であっても補助金の採択、交付決定を約束するものではないのでご注意ください。

補助対象事業のイメージと補助対象経費

発電事業者（設備の所有者）※補助対象事業者



- ① 再エネの利用を希望する需要家が、発電事業者と長期間の電気の利用契約等を締結※1
- ② 発電事業者は①の契約に基づき、太陽光発電設備の設置を行い、電気を供給
- ③ 太陽光発電設備及び蓄電池の設置費用を補助※2

※1 実際の契約は小売電気事業者を介するものとなる。
 ※2 対象設備はFIT/FIP制度及び自己託送を活用しないものに限る。
 また蓄電池は電力需給ひっ迫警報時の電力供給等の要件がある。

補助対象経費

設計費	設備導入に必要な設備等の設計に要する経費
設備購入費	太陽電池モジュール、蓄電池、パワーコンディショナ、モニターシステム（電力測定及び測定値の表示を行うためのシステム）、架台、接続箱、受配電設備、遠隔監視・制御装置、その他の付属機器
土地造成費	設備設置に必要な土地造成費 ※土地の取得・賃貸借に係る費用等は対象外
工事費	設備基礎、設備の据付、電気配管及び柵堀（柵堀の購入費を含む）に係る工事費
接続費	送配電事業者の有する系統への電源線、遮断器、計量器、系統設備に対する工事費負担金

※リース・レンタルに要する経費は対象外です。 ※消費税及び地方消費税額は補助対象外です。 ※委託・外注を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は認められません。経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者等を選定してください。 ※委託・外注（契約金額100万円未満は除く）を行う場合、業務の実施に要した経費により精算処理（契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証拠類を確認し、確認ができた経費のみを支払うこと）を行う必要があります。 ※原則として、交付決定前に契約・発注等を行った経費は、公募要領に特に定めのある場合を除いて、補助金の交付対象外です。 ※蓄電池を導入する場合、種類（リチウムイオン、ナトリウム硫黄など）は問いません。

申請方法と主な注意点

申請は電子申請にて受付致します。詳しくはHPを確認ください。

※郵送・メール・窓口での提出は受け付けません。

主な注意点

- ・gBizIDの取得後、jGrants内の事業者申請用ページ（MYページ）からの電子申請となります。
- ・他の国庫補助金との併用はできません。
- ・事業終了後、補助事業の要件を満たさなくなった場合、補助金の返還を求めることがあります。
- ・要件4の電気の利用契約等の期間中に、需要家・小売電気事業者を変更することはできません。
- ・予算の範囲内で複数回公募を行う場合があります。その際、要件等は変更される場合があります。

問い合わせ先

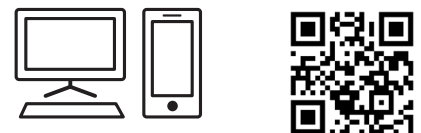
電話のお掛け間違いが発生しております。
 電話番号をよくお確かめのうえ、お問い合わせくださいますようお願いいたします。

03-6628-5740

※電話は大変込み合うことが予想されますので、ホームページ上のよくあるお問い合わせ（FAQ）もご活用ください。

受付時間 **9:30 - 17:30**（土日、祝日は除く）

ホームページ



JPEA 太陽光発電推進センター（JP-PC）

JPPC 補助金 **検索**

<https://jp-pc-info.jp/r6j>

⚠ 不正受給は犯罪です！

本事業を含む「令和6年度予算 需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金」は、資源エネルギー庁から補助を受けた一般社団法人太陽光発電協会が実施しています。